

川の駅はちけんや 安全対策マニュアル

初稿：2023年7月21日

第2稿：2023年8月20日

第3稿：2024年1月 4日

第4稿：2024年2月 5日

特定非営利活動法人大阪水上安全協会

【目次】

【マニュアルについて】

- | | | |
|---------------|-------|------|
| 1. 目的 | | P.02 |
| 2. マニュアルの適用範囲 | | P.02 |

【平常時の備え】

- | | | |
|----------------|-------|------------|
| 1. 本施設について | | P.03～P.04 |
| 2. 想定される災害_地震 | | P.05～P.07 |
| 3. 想定される災害_風水害 | | P.08 |
| 4. 事前対策 | | P.09～P.011 |

【災害時の対応（応急対策）】

- | | | |
|--------------------|-------|-------------|
| 1. 各種注意報・警報等発令時の対応 | | P.012 |
| 2. 地震発生時の対応 | | P.013～P.014 |
| 3. 火災発生時の対応 | | P.14～P.15 |
| 4. 状況報告について | | P.015 |
| 5. 営業再開について | | P.015 |

1.目的

水辺の情報発信施設「川の駅はちけんや」（以下「本施設」という）において、『「八軒家浜」水辺の賑わい創出事業』（以下「本事業」という）の実施にあたり、地震、津波、台風、高潮等の災害に対応するため、安全対策マニュアルを定めます。

本マニュアルは、災害から本事業の利用者（以下「利用者」という）と、本事業の共同運営事業者各社及びその従業者、並びに出入り業者（以下「従業者」という）の安全を確保することを目的とします。

なお、本マニュアルは本施設に関する企業・団体と連携して運用をします。

2.マニュアルの適用範囲

本マニュアルは、本事業の主管である特定非営利活動法人大阪水上安全協会及び、川の駅はちけんやにて事業を展開する全ての事業者に適用します。

【平常時の備え】

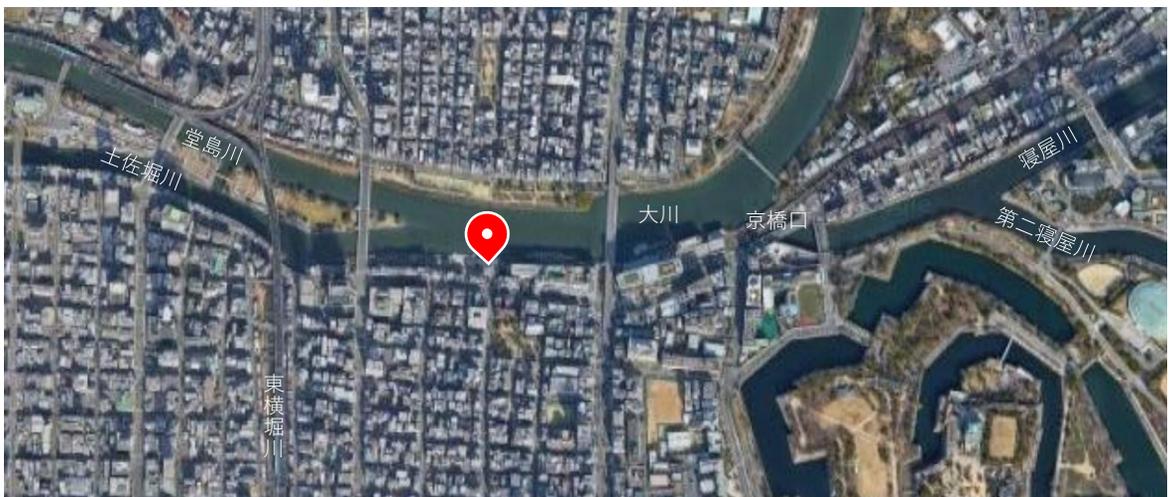
1.本施設について

(1) 本施設の位置図



(Googleマップ)

(2) 本施設の周辺航空写真



(Googleマップ)

(3) 本施設周辺の地理的特性

本施設の下流には三大水門があり、高潮に備えて閉鎖が行われると上流の河川や市街地からの排水により水位が上昇し、浸水氾濫が起こる恐れがあります。これに対応するために、京橋口の水位がO.P.+3.0mになると毛馬排水機場の運転が行われ、内水の排水が行われます。



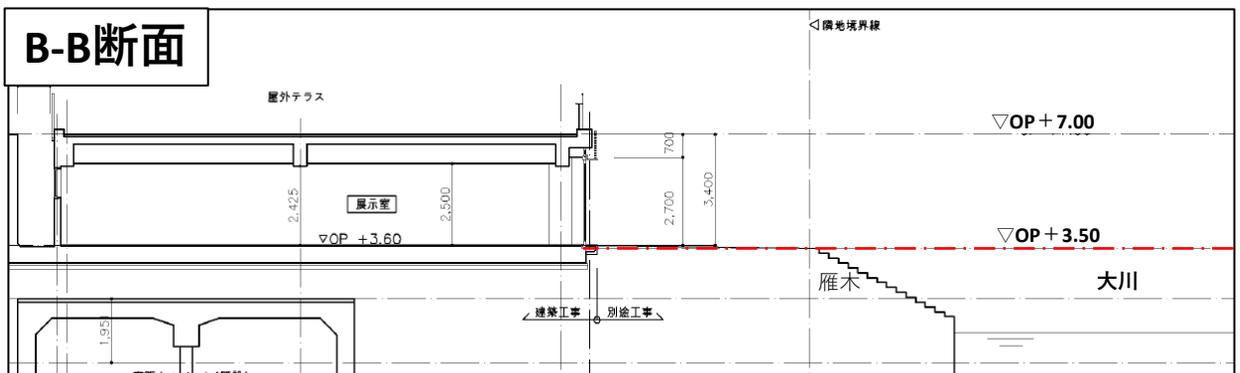
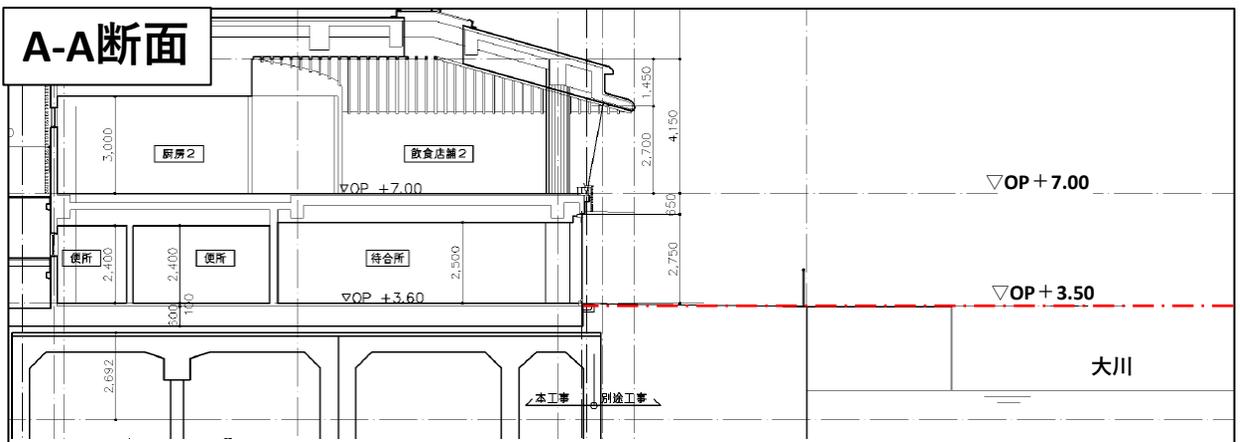
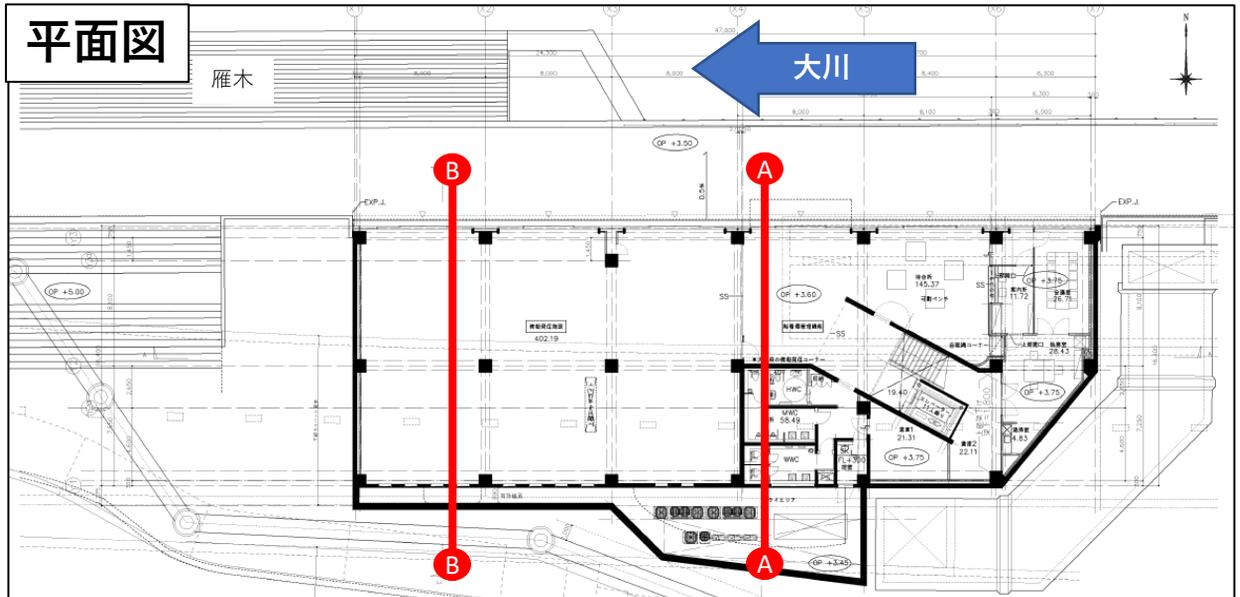
©西大阪治水事務所

【平常時の備え】

(4) 本施設の構造特性

本施設の一部は河川堤防内に位置し、最も低い箇所がO.P.+3.5mになります。

(3) 地理特性で記載の通り、O.P.+3.0mで毛馬排水機場による排水が行われますが、警戒レベル4相当の異常気象時（P12参照）には避難するなどの行動が必要となります。



2. 想定される災害_地震

(1) 本施設に影響のある地震

※発生確率は今後30年以内に地震が起こる予測値（2020年1月1日現在）

①南海トラフ地震（想定マグニチュード9.0～9.1）

想定震度6弱 津波の想定あり

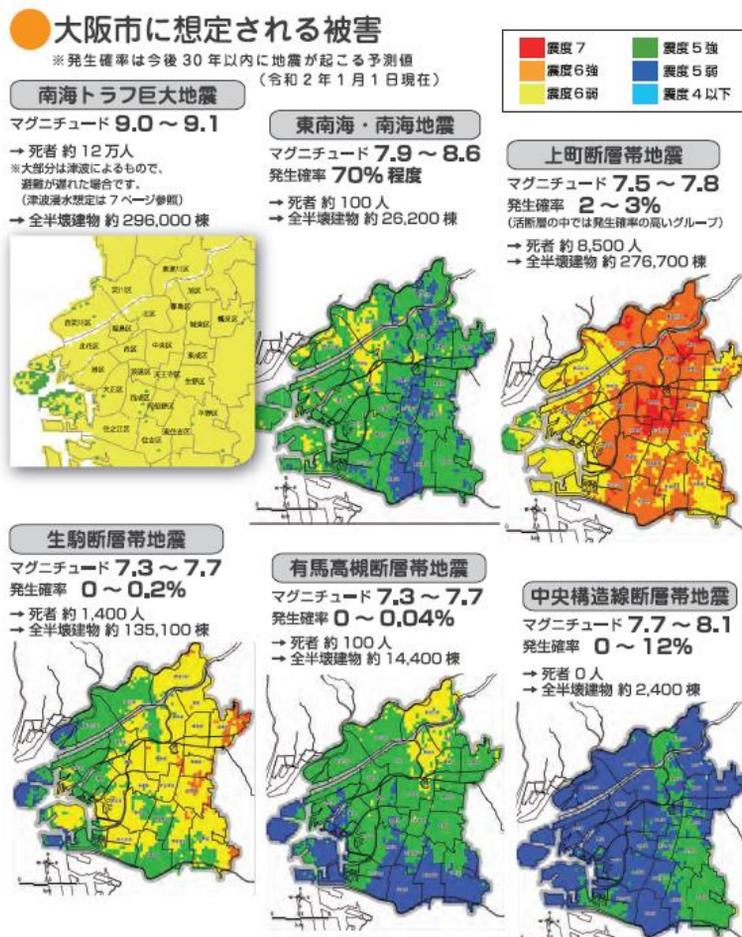
②上町断層帯地震（想定マグニチュード7.5～7.8）

想定震度7 津波の想定はなし 発生確率2～3%

③その他

生駒断層帯地震、有馬高槻断層帯地震、中央構造線断層帯地震などは、発生確率は低いと想定されていますが、震度5弱～6弱の地震は発生すると想定されています。

<参考資料：出典「市民の防災マニュアル」>



(2) 南海トラフ地震の被害

中央区内では、最大震度6弱と想定されており、固定していない棚等の転倒や、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがあります。

南海トラフ地震による津波は、地震の発生後1時間50分で大阪市に到達するとされています。

大阪市危機管理室が発行する「市民防災マニュアル」によると、南海トラフ地震により津波が発生し、防潮堤に設置されている防潮扉などが閉められなかった場合でも、本施設周辺が浸水する想定はされていません。

しかしながら、西区や城東区の一部など隣接する区で、深さ0.5～3.0m未満の浸水が想定されているため、大阪市域に発令される津波警報や大津波警報の発表に留意する必要があります。

【平常時の備え】

(3) 南海トラフの臨時情報

「南海トラフ地震臨時情報」は、南海トラフ沿いで異常な現象を観測された場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合等に、気象庁から発表される情報です。

政府や自治体から呼びかけられる、キーワード（巨大地震警戒、巨大地震注意または調査終了）に応じた防災対応をとります。

<参考資料：出典「内閣府防災情報のページ」WEBサイト>

地震発生から最短2時間後	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	南海トラフ地震臨時情報（調査終了）
（最短） 2時間程度	<ul style="list-style-type: none"> 日頃からの地震への備えの再確認に加え、地震が発生したらすぐに避難するための準備 地震発生後の避難では間に合わない可能性のある住民は事前避難 	<ul style="list-style-type: none"> 日頃からの地震への備えの再確認に加え、地震が発生したらすぐに避難するための準備 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。 
1週間（※）	<ul style="list-style-type: none"> 日頃からの地震への備えの再確認に加え、地震が発生したらすぐに避難するための準備 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。 	
2週間	<ul style="list-style-type: none"> 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。 		

※ 通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間が経過したときまで

(4)地震に伴う火災について

地震発生に伴い、火災が起こる可能性があります。

3. 想定される災害_風水害

本施設は河川敷地内にあり、淀川、大川、土佐堀川、堂島川、寝屋川流域の河川氾濫、内水氾濫、高潮、津波といった水害に注意が必要です。

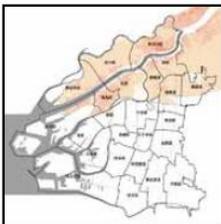
「水害ハザードマップ」では、本施設周辺の浸水被害想定はありませんが、気象情報を適時確認し、早め早めの避難を心がけるようにします。

また台風においては、大阪市が台風進路の予報円内に入っている場合、直撃の可能性や、直撃しない場合でも、周辺地域で強風や大雨等が生じる可能性があります。

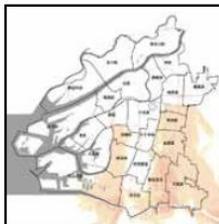
なお、大阪湾に大型で強い台風が直撃した場合には、高潮の発生が予想されます。当施設周辺河川は、下流側の防潮水門の閉鎖等により水位上昇を制限できると考えられますが、防潮水門が機能不全（流失船舶等の激突）や、堤防の越波と越流被害など、万が一閉鎖できない場合も想定しておく必要があります。

<参考資料：出典「市民防災マニュアル」>

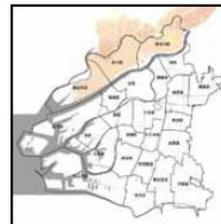
① 淀川が氾濫した場合



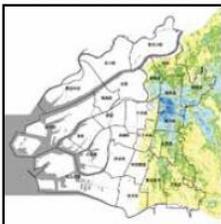
② 大和川・東除川・西除川・石川が氾濫した場合



③ 神崎川・天竺川・高川・安威川が氾濫した場合



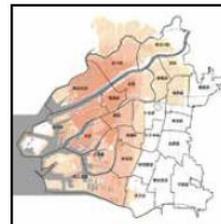
④ 寝屋川・第二寝屋川・平野川・平野川分水路・古川が氾濫した場合



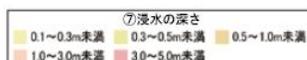
⑤ 大川・堂島川・安治川・土佐堀川・木津川・尻無川が氾濫した場合



⑥ 高潮が発生した場合



⑦ 内水氾濫した場合



4. 事前対策

(1) 連絡体制の構築

災害発生時に、従業者と速やかに連絡が取れるよう、(株)はちけんやが作成する『「川の駅」はちけんや異常時連絡系統表』を基に連絡体制を構築します。

(2) 情報収集方法の共有

災害発生時の情報収集は、以下のWEBサイトやアプリ等を使用して行います。これらの情報を従業者にも伝え、各自が最新の情報を収集し、危機意識を高めるよう促します。

①主に風水害に関する情報を収集する方法

■大阪市防災アプリ

<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000345020.html#2>

もしもの為に、今始めよう / ぼうさい 大阪市防災アプリ 大阪 大 陸 災



迫る危険をプッシュ通知でお知らせ

いざという時のための
国民保護法上の
緊急一時避難施設を掲載

日ごろから使える
気象情報・雨雲レーダー
降水予測や台風進路も
閲覧可能になりました。

WEBサイトへの
アクセスはこちら

身を守る防災情報

わかりやすく伝えます
防災シグナル
警報等が発令されると
色の変化でお知らせします。

いろんな人が使いやすい
やさしい日本語対応
他にも英語・中国語（簡体字・繁体字）・
韓国語を選べるようになりました。



■大阪府河川防災情報

<https://www.osaka-kasen-portal.net/suibou/public/ja/gis.html>



←WEBサイトへの
アクセスはこちら

■おおさか防災ネット

<https://www.osaka-bousai.net/>



←WEBサイトへの
アクセスはこちら

【平常時の備え】

②主に地震に関する情報を収集する方法

■緊急地震速報

緊急地震速報は、地震の発生直後に震源地近くで初期微動をキャッチし、強い揺れが到達する直前に知らせる情報です。

専用の装置のほか、スマートフォンやテレビ等でも音が鳴り、その地域に地震の揺れが発生することを知らせます。緊急地震速報から揺れるまでの時間は、わずか数秒から数十秒しかありません。身の安全を守ることを最優先に行動します。

上町断層帯地震など直下型活断層地震の場合は、緊急地震速報が、揺れに間に合わないことがあります。

③主に津波に関する情報を収集する方法

■地震津波情報

地震発生3分後に、気象庁から震度速報として各地域の震度が発表されます。その後震源地やマグニチュード、震度の情報が発表されます。

地震の規模が大きい場合は、余震や今度の注意等が説明されます。また、津波が発生する場合は、震度速報と同じところに津波注意報、津波警報、大津波警報などが発表されます。津波の予想される高さは、津波注意報は1m以下、津波警報は3m以下、大津波警報では3m以上の津波高です。

【災害時の対応（応急対策）】

1.各種注意報・警報等発令時の対応

「避難情報に関するガイドライン（内閣府）」に基づき、避難行動をとります。

(1) 今後の動向に注意しながら営業を継続する場合

以下の予報が発表された場合は、ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認し、その後の気象情報や災害情報、河川情報の収集を継続しながら、営業を継続します。

●警戒レベル2相当

- ・氾濫注意情報
- ・大雨注意報
- ・洪水注意報
- ・高潮注意報

(2) 避難の準備を始める場合

以下の予報が発表された場合は、利用者、従業員への声掛けを実施し、避難の準備を始めます。

●警戒レベル3相当

- ・洪水警報
 - ・高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの）
 - ・氾濫警戒情報
- ※寝屋川の京橋地点水位が避難判断水位（3.2m）を超えた時

(3) 実際に避難を始める場合

以下の予報が発表された場合は、直ちに全員帰宅、避難します。

●警戒レベル4相当

- ・高潮警報
 - ・高潮特別警報
 - ・氾濫危険情報
- ※寝屋川の京橋地点水位が氾濫危険水位（3.3m）を超えた時

(4) その他

事前に天候や河川状況の悪化、列車の計画運休等が予想される場合は、注意報、警報の発令を待たずに、河川管理者へ休館の打診を実施します。

2.地震発生時の対応

(1) 発生時

従業者は慌てずに、利用者に対して「地震です。まず頭を守って、テーブルの下に入ってください。慌てて動くと怪我をします。慌てず身の安全を確保してください。」と呼びかけてください。

また、自身も頭を保護して、テーブルの下に待機するなど、身の安全を確保してください。

屋外に居る場合は、「その場を動かさずしゃがんで頭を守ってください。」と大声で呼びかけます。

(2) 最初の揺れが収まったら

揺れが収まったら、速やかに利用者に地震が発生したことを呼びかけ、怪我の有無を確認します。

地震の詳細が分かり次第、情報提供する旨を伝えます。

火器（ガス等）があれば、火災発生防止のため、元栓を閉めます。

(3) 負傷者が発生した場合

負傷者が発生した場合は、軽傷であれば応急手当を行います。

重症の場合や、負傷者が医療機関への搬送を希望する場合は、搬送の手配を行います。

(4) 人的被害がなく、施設に被害がない場合

地震の詳細が分かり、津波が発生しない場合で、人的な被害がなく、施設にも被害がない場合は、営業を再開します。

利用者には被害がないことを伝え、余震に注意しながら営業の再開を伝えます。

【災害時の対応（応急対策）】

(5) 震度6強以上の地震が発生した場合

施設周辺の震度が6強以上の場合は、営業を停止し、本事業を展開場所の被害を点検して、営業の継続が可能かどうかを判断します。

利用者は安全を確認した上で帰宅、または避難するよう促します。その後、本事業従業者も帰宅、または避難します。

(6) 津波が発生する場合

気象庁から大津波警報が発表された場合は、1時間50分程度で大阪市に到達するといわれています。それまでに安全を確認して、利用者の帰宅、または避難を促します。その後、本事業従業者も帰宅、または避難します。

3. 火災発生時の対応

(1) 現場確認

火災が発生した場合は、第一発見者が火事の発生をまわりに大声で知らせ、利用者に避難を呼びかけます。

(2) 通報

第一発見者は大阪水上安全協会、または大阪水上バス（事務局）に報告と、119番通報を行います。

(3) 初期消火

火災発生場所近辺の従業者は消火器による初期消火を行います。ただし、天井まで火が届いていれば、危険なので、消火作業を止めて退避します。

【災害時の対応（応急対策）】

(4) 避難誘導

従業者は出火場所を避け、煙等の被害が出ない経路を選択し、川側のガラス扉を開け、利用者を屋外へ避難させます。

負傷者がいる場合は、安全な場所まで搬送し、応急手当をします。

(5) 情報伝達

施設内にいる人に大声で火災の発生を知らせて、避難を促します。

(6) 消防隊への情報提供

到着した消防隊に、出火場所、負傷者の状況、そのほかの必要事項を報告します。

4. 状況報告について

事業者は共同運営事業者の従業員及び訪問者の避難が完了した時点（完了予定時刻含む）で、河川管理者へ報告します。

5. 営業再開について

営業再開については、被害状況を点検し、営業に支障がなければ、再開する日程を決めて、そのための準備に取り掛かり、営業再開に向けての清掃や補修等の計画を立てます。

二次災害が発生するような被害があった場合や、避難勧告・避難指示（緊急）が解除されていない場合は、営業の再開を待って、安全が確保できるまで待機します。

本マニュアルは、今後も随時見直しを図っていきます。